

年	組	名前
---	---	----

令和2年5月号



こうつうあんぜん
交通安全テスト (3・4年生用)

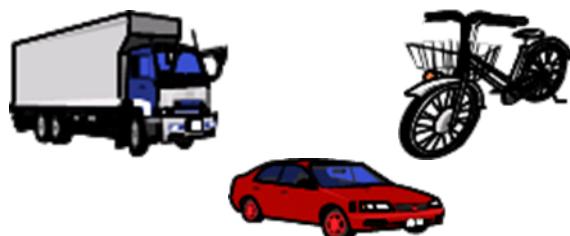


正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

① 「止まれ」の標識がない交差点では、自転車は一時停止をしたり、左右の安全確認をせずに進んでもよい。



② 自転車は車の仲間である。



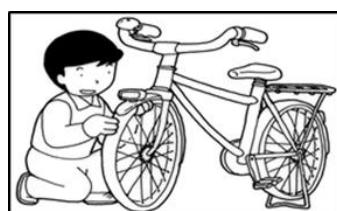
③ 自転車で白色の線1本(路側帯)の中を走るときは、左右どちらの線の中を走つてもよい。



④ 友達の自転車が壊れたので、友達を自転車の後ろに乗せて走った。



⑤ 自転車に乗る前は、ライト・ブレーキ・タイヤなどの点検をする。



交通安全テスト

令和2年5月号

解答・解説 (3・4年生用)

① 「止まれ」の標識がない交差点では、自転車は一時停止をしたり、左右の安全確認をせずに進んでもよい。【×】

A : 「止まれ」の標識がない交差点でも一時停止をして、左右の安全確認をしましょう。

- 道路交通法第42条第1項（徐行すべき場所（概要））
車両等は、左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行するときは、徐行しなければならない。
- 道路交通法第36条第4項（交差点における他の車両等との関係等（抜粋））
車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
- 交通の方法に関する教則第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））
(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。
 - ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。
 - イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

＜指導のポイント＞

「一時停止」の標識があるところでは、一時停止をし、安全確認をすることはもちろんのこと、標識のない見通しの悪い交差点でも、同じく一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

② 自転車は車の仲間である。【○】

A : 自転車は車の仲間です。

- 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）
 - ・車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
 - ・自転車は、軽車両に分類される。

＜指導のポイント＞

自転車は運転免許証がなく誰もが運転出来る乗り物ですが、車両（軽車両）として道路交通法が適用されますので、交通ルールを守って走行しなければなりません。

③ 自転車で白色の線1本（路側帯）の中を走るときは、左右どちらの線の中を走ってもよい。【×】

A : 道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができるが、右側部分の路側帯は通行することができません。

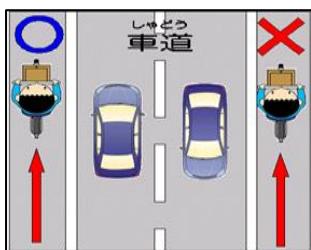
- 道路交通法第17条第1項（通行区分（抜粋））
車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。
- 道路交通法第17条の2第1項（軽車両の路側帯通行）
軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを

表示する道路標示によって区画されたものを除く。)を通行することができる。

◎ 道路の右側部分の路側帯を自転車で通行すれば通行区分違反になります。

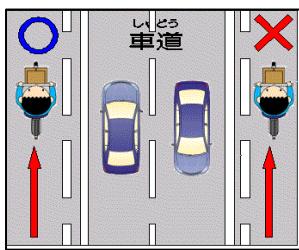
＜指導のポイント＞

路側帯は3種類あります。



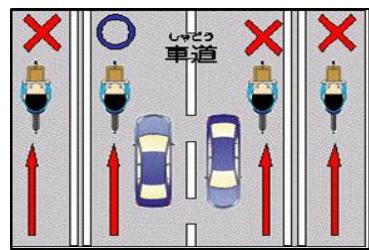
※ 路側帯
(白い1本線)

左側の路側帯は通行できる。



※ 駐停車禁止路側帯
(白い1本線と破線)

左側の路側帯は通行できる。



※ 歩行者用路側帯
(白い線が2本)

通行できない。
車道の左端を走りましょう。

④ 友達の自転車が壊れたので、友達を自転車の後ろに乗せて走った。【×】

A : 小学生同士の自転車の二人乗りは認められていません。

● 道路交通法57条第2項（乗車又は積載の制限等）

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることがある。

※ 自転車は一人乗りの乗り物です。二人乗りは禁止されています。

ただし、次の場合に限っては二人乗りが認められています。

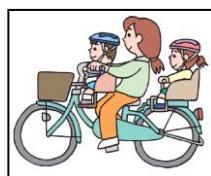
● 大阪府道路交通規則第11条第1項第1号（軽車両の乗車又は積載の制限（抜粋））

二輪の自転車の乗車人員は一人を、三輪の自転車の乗車人員はその乗車装置に応じた人員を超えないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満）1人を幼児用座席に乗車させる場合



イ 16歳以上の運転者が幼児2人を幼児二人用自転車の幼児用座席に乗車させる場合



ウ 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合（イに該当する場合を除く）



○



×

<指導のポイント>

小学生同士の二人乗りは認められていません。

二人乗りは絶対にやめましょう。

⑤ **自転車に乗る前は、ライト・ブレーキ・タイヤなどの点検をする。【○】**

A：自転車に乗る前には点検をしましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出します。

- (1) サドルは固定されているか。また、またがつたとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。
- (2) サドルにまたがつてハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くように調節されているか。
- (3) ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。
- (4) ペダルが曲がっているなどのために、足が滑るおそれはないか。
- (5) チェーンは、緩み過ぎていないか。
- (6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか。
- (7) 警音器は、よく鳴るか。
- (8) 前照灯は、明るいか。
- (9) 方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。
- (10) 尾灯や反射器材は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。
- (11) タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。
- (12) 自転車の各部品は、確実に取り付けられているか。

<指導のポイント>

① ハンドルは前輪と直角に固定されているか

② ライトは明るくつくか

③ ブレーキは、前・後輪ともよく効くか

④ タイヤは十分に空気が入っているか、また、すり減っていないか

⑤ ベル（警音器）は、よく鳴るか

⑥ サドルは固定されているか、また、またがつたとき両足先が地面に着く程度に調節されているか

の順番で自転車の点検を行ってください。